

# 令和6年 新規化学物質の製造・輸入届出等に係る日程について (お知らせ)

令和5年9月8日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「法」という。)により、新規化学物質の製造・輸入に際して必要となる判定通知を受領する場合は、当該物質について、同法第3条第1項、第5条第1項、第5条第7項及び第7条第1項に基づく届出又は申出(以下「新規届出等」という。)を行い、当該物質の性状等に係る審査を受ける必要があります。

令和6年における新規届出等に係る受付日程は、次のとおりです。

## 1. 新規届出等に係る受付日程について

受付回	予備審査用資料提出期限(※1)	届出日(届出書等の提出期限)
第1回	令和5年10月6日(金)	令和5年12月26日(火)
第2回	—	令和6年2月2日(金)
第3回	令和5年12月18日(月)	令和6年3月11日(月)
第4回	令和6年1月11日(木)	令和6年4月8日(月)
第5回	令和6年2月6日(火)	令和6年5月10日(金)
第6回	令和6年3月13日(水)	令和6年6月7日(金)
第7回	令和6年4月11日(木)	令和6年7月4日(木)
第8回	—	令和6年8月2日(金)
第9回	令和6年6月14日(金)	令和6年9月5日(木)
第10回	令和6年7月9日(火)	令和6年10月4日(金)
第11回	令和6年8月5日(月)	令和6年10月31日(木)
第12回	令和6年9月9日(月)	令和6年11月29日(金)

(※1) いずれの日も **15時までの受付**とさせていただきます。期限を過ぎた場合、次回以降の受付とさせていただきますので御注意ください。

## 2. 補足説明

### (1) 予備審査用資料の提出について

- ・物質の性状等に係る審査は「予備審査」と「審議会」の2段階で行われ、まずは予備審査用資料を提出いただくことで予備審査が始まります。
- ・新規届出等を予定している場合には、NITE のホームページにある「化審法連絡システム」を通じて新規届出等の登録（資料提出の事前連絡）を行った上で（その後 NITE から資料提出方法の案内メールを送信します。）、「予備審査用資料提出期限」までに、予備審査用資料を NITE 化学物質管理センター安全審査課に提出してください。

○NITE 化審法連絡システム（新規届出に関するお問合せ）登録フォーム

<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinnrenraku/shinki/reportForm.html>

### (2) 届出日について

- ・届出日とは、予備審査の終了後、審議会での審議に先立ち、この日付をもって、法に基づき新規化学物質の製造・輸入に係る届出書又は申出書を提出いただく日となります。届出書等の送付は、届出日までに到達するよう御注意ください（送付先：経済産業省）。
- ・なお、法の規定により新規届出等に基づく判定結果の通知が既に行われている新規化学物質に関して、その届出等を行った者以外の者が、試験成績等に代えて、当該新規化学物質の判定通知書の写しを添付して届出等を行おうとする場合（同一物質の届出等）には、予備審査及び審議会での審査はなく、計12回のいずれかの受付回の届出日までに届出書等の提出を行ってください（第2回と第8回の受付回では、同一物質の届出等のみを受け付けます。）。

## 3. 参考資料

予備審査用資料や届出書等の作成・提出方法を含め、新規届出等に係る手続の詳細は、以下の資料を参照してください。

○化審法に基づく新規化学物質の届出等に係る資料の作成・提出等について

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/shin-ki/todokedemanual.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shin-ki/todokedemanual.pdf)

## 4. 翌年の受付日程の公表時期について

「令和7年 新規化学物質の製造・輸入届出等に係る日程について」のお知らせは、令和6年9月頃に公表する予定です。

## 5. 問合せ先

御不明な点等につきましては、以下にお問い合わせください。

### 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

(電話) 03-5253-1111 (内線 2428)

### 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

(お問合せフォーム)

[https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika\\_toiawase](https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase)

※お問い合わせ種別は、化審法（新規化学物質申請【通常、低生産量、少量、高分子】）  
を選択してください。

(電話) 03-3501-0605

### 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

(電話) 03-5521-8253

### 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）化学物質管理センター安全審査課

(お問合せフォーム)

<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinnrenraku/toiawase/informationForm.html>

(電話) 03-3481-1812